アメリカ図書館協会1938年版『倫理綱領』の成立と性格

川崎　良孝

はじめに

1

アメリカ図書館協会（以下 ALA）の『倫理綱領』は『図書館の権利宣言』よりも半年早く1938 年 12 月に採択された。しかし 1961 年にアリゾナ大学図書館の副館長で大学図書館協会の理事パトリシア・P.ペイロアーは、「1938 年版『倫理綱領』を読んだ図書館員に出会ったことはない」と断言している[1)]。またレファレンス・サービスの研究で有名なサミュエル・ロースス ティーンは、1968 年に「図書館員の自己認識」を発表した[2)]。そこでは 1938 年版『倫理綱領』について、平凡な文言に満ち、また必要以上に教訓じみていると断じている。そして「図書館員は 1938 年版『倫理綱領』を無視することで、最も効き目のある批判を行ってきた」[3)]とまとめている。25 年後の 1992 年に図書館管理経営協会（LAMA）会長スー・ストローヤンも『倫理綱領』に触れ、ストローヤン自身が実施した調査では、「『倫理綱領』の存在を知る図書館員は皆無（NONE）であった」と記している[4)]。

しかし『倫理綱領』の認知度が低いということは、必ずしも図書館員として職業倫理への関心が低いということを示すのではない。医学図書館員、法律図書館員、参考図書館員は実務との関係で倫理に関して多くの個別的な事例を報告してきた。有名なのはロバート・ハウプトマンの実験である[5)]。連邦捜査局によれば 1975 年の 1 月から 9 月の間にアメリカでは 1,574 件の爆破事件があり、42 名が命を落とした。こうした時期にハウプトマンは 13 の公立図書館や大学図書館を訪問して、参考図書館員に郊外の一戸建ての家を爆破するにたる爆破装置の作成法を問うた。1 人の図書館員は応答を拒否したが、それはハウプトマンが当該大学の学生ではないという理由であった。残りのすべての図書館員はハウプトマンに意図を問うことなく、情報を提供したのである。ハウプトマンは「だれ 1 人として倫理上の理由で情報の提供を拒否することはなかった」[6)]と驚きを表明した。ハウプトマンは図書館員の対応に疑問を投げかけ、こうした場合は専門職の倫理よりも市民としての倫理を重視すべきであると主張している。このような個別事例について図書館員の倫理を扱った論文、また例えば法律図書館員などの倫理を当該協会として俎上にのせたシンポジウム、それに図書館学校での演習に使用するための事例集などは一定数の業績が存在する[7)]。しかしいずれも ALA の『倫理綱領』自体については散発的に触れているに過ぎない。

書名に「倫理」と銘打った最近の図書といえば、ジーン・L.プリアー（Jean L. Preer）が

2008 年に発表した『図書館倫理』[8]である。プリアーは図書館の基本的な価値として「サービスの提供」、「アクセスの保障」、「関心の対立の回避」、それに「秘密性の保護」を指摘した。そして次のように述べている。

> 倫理的行動は厳格な行動規則に固執することを意味しない。むしろ固定的な規則や明確な正しい答えがないという状況で、価値を適用することを意味する。倫理的行動は代替手段を構想するという想像力を必要とする。そうした代替手段は問題に対処するとともに、専門職の価値を敬うものである。それは原則に依拠する例外の設定を意味する[9]。

端的に述べれば、図書館が判断（選択）を行う場合に基礎とすべき価値を「図書館倫理」とし、そうした原則を土台に現実的な「例外」を明確かつ厳格に設定すべきというのがプリアーの考えである。『図書館倫理』は上述の 4 つの価値を当然の価値として前提にしている点で、啓発的ではあるが研究書とはみなしがたい。また各所で ALA『倫理綱領』に触れているが、歴史的展開のなかで『倫理綱領』が持つ特徴と限界を押さえていくという観点は希薄である。

2

ALA『倫理綱領』自体を扱った業績は少ない。『倫理綱領』の採択や改訂に関わって雑誌論文に意見表明がされたりするが、それらは倫理綱領の作成に関わる委員会の委員の意見や期待であったり、草案や改訂版をめぐっての具体的内容についての指摘であったりする[10]。すなわち『倫理綱領』自体の全体的研究、とりわけ歴史的研究は皆無といってよい。

歴史的な追求を行った業績としては、1985 年にジョナサン・A.リンジーが世に問うた『専門職倫理と図書館員』がある[11]。この図書の中心は 2 章「アメリカ図書館協会『倫理綱領』」にある。2 章の副題は「記録資料によるアプローチ」で、基本的には 1981 年版『倫理綱領』までの各版、および一部の改訂草案を全文掲載し、資料の再現を重視しつつ、歴史的変遷について最低限の説明を加えたものである。この章は便利な参考資料として利用できるが、論述という形で展開してはいない。また 1990 年にバーバラ・J.マレイが提出した修士論文「アメリカ図書館協会『倫理綱領』の歴史」は、『倫理綱領』自体の歴史を扱ったほとんど唯一の業績である[12]。この 92 頁で構成される論文は、本文 80 頁のうち 40 頁を 1938 年版『倫理綱領』採択以前の図書館の思想と実践を、メルヴィル・デューイ（Melvil Dewey）を中心に概観している。そののち 1938 年版『倫理綱領』の成立とその後の展開を扱っている。1876 年以降にデューイを中心に形成されてきた図書館員の教育的役割や使命感が、新しい世代の公立図書館員のサービス志向によって置き換えられていくことを、1938 年版をはじめとする『倫理綱領』を探ることで明らかにしている。マレイ論文は上述の枠組みで論述されているため、1938 年版以降の『倫理綱領』自体の歴史的展開と限界についての記述が弱い。

こうした研究状況を視野に入れて、ALA『倫理綱領』の全体的な理解への一環として、本稿では 1938 年版『倫理綱領』の成立過程を探ることにする[13]。なお本稿は『倫理綱領』自体の内容および内容の是非を論じるものではない。それは別途に研究される必要がある。もっとも『図書館の権利宣言』と『倫理綱領』の関係の考察は重要なので、『図書館の権利宣言』に関わる（具体的には図書選択の原理、プライヴァシーなど）については、内容を取り出して説明する。

0　プライヴァシーおよび専門職倫理への関心の状況

1890 年にサミュエル・D.ウォーレンとルイス・D.ブランダイスは、論文「プライヴァシーの権利」を発表した。そこでは「最近の発明とビジネスの方法」はプライヴァシーの権利の拡張を求めていること、そのため「1 人にしておいてもらう権利」の保護を含めるべきことを主張した[14)]。この論文はプライヴァシーの権利を正面から扱った論文として有名である。1928 年に合衆国最高裁はオルムステッド対合衆国事件で、電話の盗聴は修正第 4 条に抵触しないと判示した。警察は犯罪行為に関係していると疑った人物の会話を盗聴していた。被告は、電話盗聴は修正第 4 条が保障する令状なしに捜索されない権利を侵害するとした。しかし最高裁は、盗聴は建物の外で実施されたので、捜索は行われていないと判示した。この裁判でブランダイスは反対意見を執筆した。ブランダイスは修正第 4 条の作成者が「アメリカ人の信条、思想、情緒、感情の保護を求めた」と主張し、修正第 4 条上のプライヴァシーを修正第 1 条上の自由と明確に結びつけたのである[15)]。なお合衆国最高裁がプライヴァシーの権利を認めたのは 1965 年のグリスウォルド対コネティカット事件で、『権利章典』が明示した保障には「半影部があり、それは明示された保障から反射されたもので、そうした保障の実質化、実体化を助け、……また明示された保障を完全に意味あるものにする」と記した[16)]。

19 世末から 1930 年頃までプライヴァシーに関する法的状況は上述のようであったが、この時代に専門職教育は大きな関心事になっていた。カーネギー財団の支援によって 1910 年に刊行されたエイブラハム・フレクスナーの報告[17)]は、アメリカの医学教育を抜本的に変革し、専門職としての医学教育の基礎を据えるものであった。また図書館についても 1923 年にはウィリアムソン報告[18)]が出され、同報告はそれまでメルヴィル・デューイの強力な影響下にあった徒弟的、技術的な図書館員養成教育から、大学院レベルの専門的な図書館員養成を求めるものであった。すなわちウィリアムソンは、図書館業務を専門的業務と事務的業務に分け、総合大学や大学院に図書館学校を置くことで、専門的な図書館員養成教育によって、図書館業務を専門職の域に高めることを主張したのである。

この時期、医者、法律家といった古典的な専門職はもちろん、ソーシャル・ワーカー、教師、さらにはジャーナリスト、エンジニア、ビジネス、建築なども専門職を志向し、職業倫理への関心を高めていた。アメリカ法律家協会が倫理綱領を採択したのは 1908 年、アメリカ医学協会は 1912 年、アメリカ・エンジニア協会（American Society of Mechanical Engineers）は 1914 年、ペンシルヴァニア州の州教育協会（Pennsylvania State Education Association）が 1920 年という具合である。多くの職業が専門職を目指し、そのための 1 つの要件として倫理綱領への関心が高まってきたのである。そうした背景を受けて、1922 年の『アナルズ・オブ・ジ・アメリカン・アカデミー・オブ・ポリティカル・アンド・ソーシャル・サイエンス』は「専門職とビジネスの倫理」という 300 ページに近い特集を組むにいたっている[19)]。

例えばアメリカ法律家協会の 1908 年倫理綱領は、法律家になるときの宣誓においてクライアントの秘密を漏らさないと誓うことを求め、アメリカ医学協会の 1912 年倫理綱領は第 1 条(2)で、患者から得た個人的な情報や家庭に関する情報、それに患者の性格や欠点を、法律が求めるときを除いて明かしてはならないと定めている。ペンシルヴァニア州教育協会の 1920 年倫理綱領は「親との関係」を定めた第 9 条(2)で次のように定めていた。「教師は生徒や親を不必要

に当惑させるやり方で、生徒の身体、精神、道徳、経済の状況を取り上げてはならない。……生徒の家庭状況に関する情報について、教師は秘密を保たなくてはならない」[20)]。

以上のことから、法律面でのプライヴァシーの状況は萌芽期にあるが、専門職および専門職倫理への関心は、1920 年頃にはかなり高まっていたと結論できる[21)]。こうしたなかで、図書館における倫理綱領はどのような展開をみせたのか探っていく。

1　倫理綱領採択へ向けての私的な試み：プラマー（1903）とボルトン（1909、1922）

1995 年にジョン・A.ムアーマンは ALA『倫理綱領』の歴史を次のように要約している。

> ALA の結成のときから、同協会は会員のための『倫理綱領』に取り組んできた。1903 年、1929 年、1938 年、1975 年、1981 年、それに 1992 年以降、ALA『倫理綱領』の作成、改訂、再検討に特別な注意が向けられてきた。ALA の倫理綱領委員会は 1928 年に発足し、1975 年には評議会の常任委員会になった[22)]。

このムアーマンの説明は倫理綱領に関わる全体的な流れをまとめたものであるが、曖昧さも目立つ。1938 年、1975 年、1981 年の『倫理綱領』は正式のものではあるが、1903 年と 1929 年の綱領は正式に採択されたものではない。1903 年の倫理綱領は個人的な意見の表明である。次に 1929 年となっているが、これは一般には 1930 年『倫理綱領草案』とされており、正式なものとはみなされていない。また 1928 年に倫理綱領委員会が設置されたと記されているが、これは 1926 年の誤りであろう。こうした詳細はともかく、ムアーマンは 1903 年から倫理綱領への関心が出現してきたと指摘したのだが、この指摘は妥当である。すなわち倫理綱領の歴史は、ALA が正式に採択した 1938 年版『倫理綱領』よりも、さらに 1 世代さかのぼることになる。そしてこの事実が 1938 年版『倫理綱領』の性格に決定的な影響を与えるのである。

1.1　プラマーの提起（1903）とウォルトンの主張（1905）

ムアーマンが指摘する 1903 年の倫理綱領とは、プラット・インスティチュート（Pratt Institute）の図書館学校長メアリー・W.プラマー（1915-16 年の ALA 会長）がイリノイ州図書館協会の大会で行った発表を指す[23)]。プラマーの見解によると、図書館員のための専門的教育には、分野の知識（学問の歴史）、図書館の技術、図書館の管理、それに「個人的な準備」が含まれる。この「4 番目の本質的要素」である「個人的な準備」には、倫理、それに尊厳、謙遜、学習意欲、図書館業務への気取らない態度が入る。プラマーによると、現場で訓練された図書館員よりも、図書館学校を経験した図書館員の方が、この基本的精神（「個人的な準備」）を多く有し、また仕事への広い視野を持つ。プラマーは図書館員にたいして、「私は司書職を専門職にするのに貢献しているのか、それとも妨げになっているのか」と自問するように求めた。司書職に最善の利益をもたらす仕事ができないなら、「仕事を自発的にあきらめる」[24)]べきであると提案したのである。図書館学校長が職業倫理の必要性を重視したことは興味深い。プラマーは図書館員養成教育の一環として図書館員として持つべき倫理を教え込むことが、図書館実務にとって重要になると把握していたのである。ただしプラマーは倫理綱領という形で提示したのではなかった。

次節で述べる 1909 年に発表されたボルトンの『図書館員の倫理規範』は、図書館倫理に関す

る先行文献として、ジェニヴィエーヴ・M.ウォルトンが 1905 年 4 月の『パブリック・ライブラリーズ』に発表した論考を、この分野での最も初期の文献と考えている[25]。ウォルトンは州立師範学校（Ypsilanti, MI）の図書館長で、図書館倫理（綱領）に関心を持ち、文献を探したが皆無だったという。そして「倫理」という語は「エチケット」と同じように考えられたりするが、「いっそう厳格で、崇高にして、はるかに深い精神を持つ」と主張した。続いて図書館の倫理原則を図書館員（図書館長）と人的グループとの関係性で把握し、図書館員と(1)同僚図書館員、(2)上司、補助員、教師、営繕担当、(3)住民、学生、生徒という 3 つのグループを掲げた。あいまいでわかりにくいのだが、(1)は図書館員のコミュニティ、(2)は当該機関での管理機関の構成員や図書館職員を指すと考えられる。例えば公立図書館員と住民との関係では、図書館員に秩序、尊敬、几帳面さが必要だとした。最後に、ウォルトンは「ときに倫理は理想的な人間性に関する科学だと定義づけられている。同じように図書館倫理は立派で誉れある司書職について、理想的な関係を示す科学である」[26]と結んだ。しかしウォルトンが示した具体的な内容は科学的どころか、精神的、道徳的なものにすぎなかった。とはいえ 1909 年にボルトンがこのウォルトンの短文を指摘したのは、倫理の重要性を指摘するとともに、倫理綱領の基本的な構成として、図書館に関わる人（とりわけ図書館長）と他の人的グループとの関係性に注目したからであったろう。これは前述のプラマーの主張にはみられず、ボルトンの 1909 年『図書館員の倫理規範』に影響を与えたと考えられる。

1.2　チャールズ・K. ボルトンの『図書館員の倫理規範』（1909）

次の展開は 1909 年 6 月号の『パブリック・ライブラリーズ』に掲載されたボストン・アセニアム館長チャールズ・K.ボルトンによる『図書館員の倫理規範』である[27]。ボルトンは冒頭でアメリカ法律家協会が 1908 年に採択した倫理綱領に触れ、「倫理綱領は若い専門職従事者の相談役になり、現実の智恵を現実を超えた理想と結びつけている」とまとめている。そして法律家の倫理綱領は、礼儀正しさ、親切さ、協調、よき市民であることを強調しているとした。ボルトンによれば建築家や医者も倫理綱領を作成しており、同種の倫理規範を作成すれば、図書館員の団結心が高まるのである。続いて図書館界では倫理綱領を具体的に示した文献はないと記し、他の専門職の綱領や専門職に関する文献を参考にして、綱領を作成したと述べている。

ボルトンの『図書館員の倫理規範』は全 17 条で構成され、図書館長と理事会との関係（3 か条）、図書館長と図書館職員との関係（3 か条）、図書館長と他の図書館員（専門職団体）との関係（5 か条）、図書館長と住民との関係（3 か条）、それに倫理で扱うべき他の多くの分野（3 か条）という具合に、基本的には図書館長と他のグループとの関係性を扱っている。もっともボルトンの規範には間接的な表現だが、蔵書構成や図書選択に関わることが盛り込まれている。それは第 15 条「専門化」（Specializing）で、「図書館長は図書の収集や読書を専門化して、自分の関心を狭めてはならないし、購入図書の決定を偏向することになってはならない」と定めている。なおボルトンの『図書館員の倫理規範』には、アメリカ法律家協会の倫理綱領と異なり、プライヴァシーの保護に関する言及はなかった。

1.3　倫理に関する諸意見（1910 年代）

1.3.1　アメリカ図書館協会での意見発表（1913、1914）

1909 年から 1922 年までを対象に文献を探索しても、図書館の倫理綱領に焦点をあてた論文は皆無である。しかし倫理を扱った議論が皆無というわけではない。例えば 1913 年の年末に開催された ALA 冬期大会で、プラット・インスティチュート図書館学校の副校長ジョセフィン・A.ラスボーン（Josephine A. Rathbone）が「専門職のエチケット綱領における重要点」との題目で話している[28]。ラスボーンは自ら「エチケット」の定義づけを行い、「ある明確に認識された環境下での適切で礼儀正しい行動に関して、世論が結晶化したもの」と説明した。そこで取り上げたのは、もっぱら図書館職員や幹部職員の異動に関わるエチケットであった。すなわち職員を引き抜く場合、(1)当該館の館長にまず話すのか、(2)館長と職員本人に同時に接触するのか、(3)職員本人にまず接触するのかといったことである。のちにも触れるように、こうした辞職や人事に関連する手順がエチケット、倫理の問題として重視されたのであり、それは学校長や図書館長の現実の関心を物語っていた。

この冬期大会での議論が活発であったため、翌 1914 年 12 月末の冬期大会でも倫理をトピックにしている[29]。題目は「図書館倫理における重要点」で、シアトル公立図書館長 J.T.ジェニングズ（J. T. Jennings, 1923-24 年の ALA 会長）が「図書館長と理事会との関係」、シカゴのニューベリー（Newberry）図書館の W.N.C.カールトン（W.N.C. Carlton）が「推薦」、ニューヨーク・パブリック・ライブラリー図書館学校のプラマーが「同僚図書館員への義務」、デンヴァー公立図書館長チャルマーズ・ハードリー（Chalmers Hardley, 1919-20 年の ALA 会長）が「名前を貸すこと」について問題を提起した。カールトンの「推薦」とは推薦状のことで、図書館長が職員の推薦状を書くときの注意事項や問題点を扱っている。ハードリーの論題は図書や商品の推薦などに名前を貸すことの是非を扱っている。ジェニングズの発表は倫理というよりも図書館理事会と図書館長の役割の分担を確認し、協力の必要性を主張している。ここではセントルイス公立図書館のボストウィックが辞職について質問、発言をした。続くカールトンの発表と質問は職員の人事や異動にまつわる推薦状に集中したし、プラマーも前年と同じように図書館員や職員の異動を取り上げ、それを倫理やエチケットと結びつけていた。こうした ALA での発表者はいずれも館長クラスであり、当時の館長が職員の出入りの多さに悩んでいたことが推察できる。

以上の発表は評議会で行われたのだが、発表の最後に ALA 会長 H.C.ウェルマン（H.C. Wellman）は「図書館員のための正式な倫理綱領の作成が好ましいのか否か」と問うた。これにたいして評議会は、「他の専門職の倫理綱領には明白な事柄に重きを置いているものがあるが、そうした事柄を重視せず、いっそう実用的なものを作成できないならば、ほとんど役にたたない」[30]との考えであった。そのため倫理綱領作成のための具体的な手立てを ALA が取ることはなかった。これは ALA が倫理綱領に示した最初の判断である。一般原則を示した綱領は役立たないと結論したのだが、この観点は後の改訂論議で常に議論の的になることであった。

1917 年 11 月号の『ライブラリー・ジャーナル』には、アグネス・F.P.グリアーが「図書館員のための専門職の倫理」を発表している[31]。グリアーは「自分の仕事」、「機関」、「同僚仲間」、「コミュニティ」、そして「自分自身」への忠誠を、司書職の倫理と把握した。また 1920 年 6

月号の『ライブラリー・ジャーナル』には、シカゴ公立図書館長カール・B.ローデン（1927-28 年の ALA 会長）が「業務倫理の問題」を投稿している[32)]。ローデンは館長の立場から、職員の退職や異動が非常に多く、過去 6 週間に 4 人の幹部職員が事前に連絡もなく、辞表を提出したと書いた。そして、こうしたことに倫理の必要性を強調したのである。

1921 年 4 月にはカリフォルニア州カーン（Kern Country）公立図書館長のジュリア・G.バブコックが、「館長の視点からみた専門職倫理」を発表した[33)]。これは館長と職員との倫理的なあり方を示したものである。具体的には職員の人事や異動、給料、研修、図書館の方針や情報の共有、病気、辞職などを扱っている。ここでも人事、異動、辞職がページの半分以上を占め、館長にとって大きな倫理上の問題であったことを示している。

1921 年 4 月にはカリフォルニア州ポモナ（Pomona）公立図書館の図書館員ラヴィナ・B.K.ペンリーが、同館の図書館員や面識のある図書館員など 40 人から図書館倫理について意見を聞いた結果をまとめている[34)]。標題「図書館員（Library Assistant）の視点からの図書館の専門職倫理」から理解できるように、一般の図書館員の倫理に関する関心を表明したものであった。一言でまとめると、図書館員は最善のサービスを行い、図書館長や図書館理事会は図書館員を鼓舞し、励ますことが重要である。そのためには、図書館員にも管理者にも、誠実さ、公平さ、寛容さ、情報の共有が求められる。この論文は 4 ページで構成されているが、前書きなどを除いた 3 分の 1 が辞職や異動に関する詳細であり、図書館長とともに職員もこの問題を大きな倫理問題と考えていたことを示している。

1.3.2　エイブラハム・フレクスナーのよる専門職の要件（1915）

既述のようにエイブラハム・フレクスナーは医学教育を抜本的に改革し、専門職としての医学教育の基礎を据えた。フレクスナーは 1915 年に「ソーシャル・ワークは専門職なのか」という簡潔な論文を発表し[35)]、専門職を構成する 6 つの規準を指摘した。すなわち、(1)個人が大きな責任を負う本質的に知的な活動、(2)科学と学術を基盤とする、(3)それらを実践的にして明確な目的に用いる、(4)教育によって伝達できる技術を持つ、(5)自律的な専門職団体がある、(6)動機の点ではますます愛他的になってきている。こうした 6 つの規準を、配管工、銀行家、薬剤師、看護師、それにソーシャル・ワーカーに当てはめていった。この規準は、A.M.カーーサンダーズと P.A.ウィルソンが 1933 年に発表した専門職論に通じるものである[36)]。そしてフレクスナーは、「専門職に不可欠な第 1 の規準は専門職精神を持つことである」[37)]と結んでいる。

以上の発表や論考から以下のように要約できる。図書館で倫理という場合、図書館員（特に図書館長）のさまざまな人的グループにたいする責任、義務、礼儀、エチケットを示していた。またプラマーやラスボーンといった教育者やローデンといった大公立図書館の館長は、とりわけ職員の出入りの多さに悩んでいたことが推察できる。そしてこの問題を重要な倫理の問題と考えていた。なおフレクスナーが示す専門職の要件に図書館界が関心を示すことはなかった。

1.4　チャールズ・K. ボルトンの『図書館業務の倫理』（1922 年）

1922 年に『アナルズ・オブ・ジ・アメリカン・アカデミー・オブ・ポリティカル・アンド・ソーシャル・サイエンス』は特集「専門職とビジネスの倫理」を組んだ。この倫理および倫理

綱領の特集には図書館も扱われ、やはりボルトンが『図書館業務の倫理』[38]を発表している。副題が「改訂版綱領の提案」となっているように、これは前述の 1909 年版『図書館員の倫理規範』を土台とするものであった。そして 1909 年版の見直しについては、25 人以上の図書館指導者から助言を得ていた。そこには議会図書館長ハーバート・パットナム（Herbert Putnam、1902-03 年の ALA 会長）、セントルイス公立図書館長ボストウィック（1907-08 年会長）、ボルティモア公立図書館長バーナード・スタイナー（Bernard Steiner）、ワシントン・D.C.パブリック・ライブラリーの館長ジョージ・F.バウアーマン（George F. Bowerman）など、文字通りの指導者、館長クラスが並んでいた。とりわけニューヨーク州図書館学校長 J.I.ワイヤー（J.I. Wyer、1910-11 年会長）が積極的に参加した。ワイヤーは図書館学校の関心を持ち込むとともに、『アナルズ』の特集「専門職とビジネスの倫理」の編集委員会にボルトンと図書館界を代表して入っている[39]。この 1922 年版は全 30 条で、図書館長と理事会の関係（6 か条）、図書館長と図書館職員との関係（10 か条）、図書館長と他の図書館員（専門職団体）との関係（5 か条）、図書館長と住民との関係（5 か条）、倫理で扱うべき他の多くの分野（4 か条）で構成され、条文の数はともかく、1909 年の『図書館員の倫理規範』と同じ構成になっている。また 1909 年版と同じように、礼儀正しさや親切さ、義務や責任を規定していた。

1909 年版と 1922 年版をみると、1909 年版の 17 か条の項目はすべて 1922 年版に取り込まれている。新しいのは 13 か条であるが、その内の 2 つが異動と辞職に関する条である。第 8 条「継続」は、継続的に勤めることで図書館員はコミュニティで尊敬を得て、影響力を発揮でき、専門職として認められると定めている。なお説明の部分では「少なくとも 1 年間は職に留まる」ように求めた。また第 16 条「辞職」では、図書館員は他館に移るとき、まず上司に相談すべきで、可能な限り早期に辞職願いを提出すべきであると定めている。ボルトンはこの第 16 条について、全 30 条で最も論争になる条と説明している。これはあらためて、既述のラスボーンやローデンの問題提起が、現場にとって大きな倫理上の問題であったことを示している。

一方、1909 年版と大きく異なる部分もあった。まず各条文に具体的な説明が加えられていること、次に少数だが価値に関わる条文が出現してきたことである。規範自体には表明されていないが、「図書館長の職務」に関する説明で検閲について次のように提言している。

> 読書への検閲は図書館長の職務の境界上にある危険地帯である。図書館長が道徳や社会を崩壊させると考える図書、明らかにプロパガンダとして刊行された図書を、どの程度に提供すべきなのか。これは重要な問題である[40]。

ここでいう「読書への検閲」とは外部からの図書の排除を求める要求や圧力ではなく、図書館長による提供資料の統制をいう。1908 年のボストウィックの ALA 会長就任演説は図書館員に検閲官であることを求め、図書の取捨選択を図書館員の最も重要な責務とした[41]。ボルトンはボストウィックほど検閲に積極的ではないが、「検閲」という言葉を否定的に使っていないことは確かであり、その点ではボストウィックの系列に連なる。そしてボルトンは、「読書への検閲」への方針の決定は図書館長ではなく図書館理事会の責任であると断言した[42]。また第 27 条では 1909 年版にはない「図書選択」を新設し、「図書の購入は、図書館長の個人的な好みや関心ではなく、コミュニティのニーズを反映させるべきである。図書の選択は広範でなくてはならず、案内する能力は慎重に行使しなくてはならない」[43]と記入した。そして当該条文

の説明部分では、「図書館は固定された定型にしたがって蔵書を構成するのではない。コミュニティの図書のニーズは 1 つ 1 つのコミュニティで相違する。この無限の多様性が、図書を収集し図書を役立たせる図書館の職を魅力的にする」と書き込んだ。これは図書の収集と提供に図書館員の専門性を見出すという考えにつながるし、これらはいずれも 1939 年に図書選択の原理として採択される『図書館の権利宣言』に通じる内容である。

ボルトンの 1922 年綱領は図書館界の多くの指導者が参加したのだが、ALA が関与していないという点で、たしかに私的な試みであった。しかし ALA が倫理綱領を作成する場合の土台となった。のちの倫理綱領作成に影響する事柄をまとめておくと次のようになる。まず、図書館長を主たる対象にしている。次に、図書館長と管理機関など他のグループとの関係を記している。そして、基本的には価値よりも、礼儀正しさ、親切さ、エチケット、そして具体的な責任や義務を重視している。最後にボルトンの綱領は図書館長を主たる対象にしているのだが、それでもプラマーの綱領を起点に、図書館学校の学生や若い図書館員に図書館精神を植え付けることを大きな目的にしていた。

2　倫理綱領委員会の成立（1926）から『倫理綱領草案』の採択（1930）まで

2.1　スーシティ公立図書館（1923）とインディアナポリス公立図書館（1928）の倫理綱領

ALA の組織的な取り組みを探る前に、スーシティ（Sioux City）公立図書館とインディアナポリス公立図書館の倫理綱領を簡略に紹介しておく。採択の経緯は明らかでないが、アイオワ州スーシティ公立図書館の理事会は 1923 年 1 月 11 日に『倫理綱領』を採択した[44]。前文では、一般的に幅広く管理と呼ばれている事柄と専門職倫理を区別する必要があると確認した。そして綱領の前提として、職員集団は共通の目的と関心を有する個人で構成されているので、倫理綱領はすべての職員に同じように適用できると記入した。続く綱領本体では「礼儀正しさ」、「忠誠」、「誠実さ」という 3 つの主たる範疇を設定し、その下位に一般的な原則を列挙していった。まず「礼儀正しさ」は、(a)「図書館利用者にたいして」と(b)「同僚職員にたいして」で構成され、前者は「あるグループや個人を犠牲にして、他のグループや個人にサービスを行うという差別は倫理的でない」といった内容である。次に「忠誠」は、(a)「専門職にたいして」、(b)「上司や図書館にたいして」、(c)「市にたいして」で構成されている。例えば「専門職にたいして」は、「専門職での知的、道徳的な基準を維持すること、それらを熱心に支持し、信じること、それに図書館内外でそれらを非難しないことは、すべての職員の倫理的義務である」と定めている。また「市にたいして」では、「職を授けている市を非難することは、職員にとって非倫理的である」とした。「誠実さ」は、(a)「自分自身の理想にたいして」、(b)「同僚職員の福祉にたいして」、(c)「図書館システムにたいして」で構成される。「図書館システム」は 5 項目で構成され、辞職には十分な余裕をみて上司に伝える、不満は正当な経路を経て伝える、勤務中は職務に専念する、健康に留意する、物品を正しく扱うこととなっている。そして、最後に「図書館員の専門的な倫理」は民主的な精神、図書館の方針の枠内での思想や表現の完全な自由、広範な社会的観点という 3 点を支持すると結論した。

次にインディアナポリス公立図書館が 1928 年に作成した『図書館員の綱領』である。この倫理綱領は副館長エイミー・ウィンスローが作成し、州図書館協会の機関誌にも掲載された[45]。

そこでは図書館員は以下の 7 つにたいして忠誠を尽くすべきだとし、職員としての自覚を求めている。すなわち、(1)自分の仕事（5 項目）、(2)自分の図書館（6 項目）、(3)図書館利用者（4 項目）、(4)コミュニティ（2 項目）、(5)同僚職員（7 項目）、(6)自分自身（4 項目）、(7)図書（3 項目）である。例えば(3)では、図書館利用者への忠誠を最も重要と確認したのち、「図書館利用者の社会的地位、人種、信条とは無関係に、偏向しない最善のサービスに尽くさなくてはならない」、「新しい来館者にとっては、自分だけが図書館を体現することを認識する必要がある」、「利用者の方が正しい場合、自分の過ちを率直に認めなければならない」、「寛容で、礼儀正しく、うちとけた態度が欠かせない」という 4 つの項目を設けている。また(7)「図書への忠誠」では、「図書を新しい世界への鍵と信じる」、「私は図書の解説者として、図書への熱意の育成、新たな思考方法の発見を義務とする」、「私はよりよい図書によって、図書への好みを読者とともに育成する」となっている。そして「図書への忠誠」を他の 6 つの項目に忠誠でなくてはならない理由であると結論づけた。

本稿が扱う主流となる倫理綱領、すなわち 1909 年と 1922 年のボルトンの綱領、ALA による 1930 年および 1938 年の綱領と比較すると、以下の 3 点で大きな特徴を示している。まず、インディアナポリスが綱領の土台に図書の価値を置いたことで、これは後続する倫理綱領をみても特異である。「図書への忠誠」を土台にすることの是非はともかく、図書館業務の固有性を明確に定めたのは重要である。のちの ALA の倫理綱領の作成や改訂をみると、常にこの点が問題になるからである。第 2 に、ボルトンや ALA の倫理綱領はもっぱら館長レベルの図書館員が作成し、館長と図書館理事会との関係を最重視していた。館長にとっては何よりも管理機関との関係、それに人事などが重要であった。一方、スーシティやインディアナポリスの綱領はもっぱら同館の職員集団を対象にしており、そのため倫理綱領の構成自体がボルトンや ALA の綱領とは大いに異なることになった。最後に、職員集団を対象にすることで、倫理綱領の重点に変化が生じた。それはインディアナポリスの綱領が「図書館利用者への忠誠」を最も重視していることにも現れている。ボルトンの綱領や後に成立する ALA の綱領は「管理機関」との関係を最初に掲げているが、それは図書館長を意識しているためであり、一般の図書館員を対象とする綱領にあっては管理機関との関係を最重視する必要はなかったのである。

2.2　『倫理綱領草案』（1930）の採択

ALA 理事会が倫理綱領を採択するために倫理綱領委員会を設けたのは 1926 年である[46)]。しかしこの委員会は活発ではなく、1926 年、1927 年、1928 年の ALA の年次報告では、いずれも「報告なし」となっている[47)]。変化が訪れるのはプラット・インスティチュートのジョゼフィン・A.ラスボーン（1931-32 年の ALA 会長）が委員長になった 1928 年で、1929 年の年次報告では次のような積極的な取り組みを報告している[48)]。1928 年 10 月 11 日、ラスボーンは前委員会との引継ぎが 1928 年 10 月にずれこんだと説明したのち、委員に以下の問いかけをした。

(1)1922 年の『アナルズ』に掲載されたチャールズ・K.ボルトンの倫理綱領を再版、すなわち承認することの妥当性を検討する。

(2)ボルトンの綱領を再版しないのなら、倫理綱領を持つことの是非を決定する。

(3)倫理綱領を持つのがよいのなら、倫理綱領を作成する。

5 名のうち 4 名の委員が回答を送り、ボルトンの綱領を土台に改訂するのが好ましいこと、また綱領は特に若い人びとに役立つことが確認された。委員会は倫理綱領の作成に向けて行動を開始し、同年の末には草案が完成していた。続く 1929 年 12 月 30 日と 31 日に開かれた ALA 冬期大会で、ラスボーンは「倫理綱領」（Code of Ethics）を評議会に提出し、採択を提案した[49]。そこでは 200 人を超える図書館関係者が綱領に目を通し、意見を反映しているので、単なる 1 つの委員会の報告ではないと説明した。コロンビア大学図書館学校のアーネスト・J.リース（Ernest J. Reece）は、「高邁で包括的、教育の規則として無上の価値を有する」としつつ、図書館や図書館学校に私的に配布されるべきで、正式に採択すべきではないと提起した。正式に採択しないことで、変更の余地があるものとして柔軟に対処できるというのである。この提案にたいして、ミズーリ州立図書館の H.O.シヴァーランス（H.O. Severance）が対案を提示し、「倫理綱領草案」（Suggested Code of Ethics）として採択し、今後の綱領の土台として公表するように主張した。そしてこの提案が 20 対 6 で採択されたのである[50]。

この 1930 年『倫理綱領草案』[51]の冒頭は次のようになっている。

> 制度としての図書館は、図書館が担当するサービス対象者（constituency）の利益のために存在する。そうしたサービス対象者は、国、州、カウンティ、自治体、学校やカレッジ、特別な研究の分野、産業や商業、あるいはいっそう限定されたグループの人びとであったりする。

ボルトンの綱領は “public” という語を用いることで、また内容からしても公立図書館を念頭に置いていたのだが、1930 年『倫理綱領草案』はすべての館種を視野に入れることを冒頭で確認している。続いて「図書館は規模、サービス対象者の種類、財政支援、業務の性格」の点で非常に多様性があるとの事実を踏まえつつ、しかし「全般的に適用できる一定の基本原則」を定めるのは可能であると書き込んだ。さらに、「サービス対象者に可能な最善のサービス」を提供することを図書館の義務とし、図書館サービスを構成する人的グループが肝に銘じるべき義務を定めている。1930 年版綱領はそうした人的グループを、(A)「管理機関」（6 項目）、(B)「図書館長」（3 項目）、(C)「図書館職員」（4 項目）、それに(D)「司書職」と大きく 4 つにまとめている。なお図書館のサービス対象者が項目にないが、これは(B)「図書館長」、(C)「図書館職員」の中で扱われている。

1922 年のボルトンの綱領は基本的に図書館長と他のグループ、すなわち理事会、図書館職員、他の図書館員（専門職団体）、住民との関係性を扱っていた。そうした基本的な構成は 1930 年『倫理綱領草案』では消滅している。しかし関係性自体は消滅したのではない。(B)「図書館長」の 3 つの項目はすべてが関係性、すなわち「図書館長と理事会」、「図書館長とサービス対象者」、「図書館長と職員」の関係で構成されている[52]。

こうした 1930 年『倫理綱領草案』で図書選択に関わる部分がある。例えば、(B)「図書館長」の 2「図書館長とサービス対象者」には次のような段落がある。「非党派的な機関としての公立図書館の場合、図書館長や図書館理事の個人的な好みではなく、意見や関心の全側面を表明する図書を購入すべきである」。さらに(C)「図書館職員」の 2「住民との関係」では、「図書館利用の権利を持つ利用者について、人種、肌の色、信条、境遇の相違が、職員の態度に影響してはいけないし、えこひいきは許されない」と書き込み、各利用者の等しい扱いを強調した。

こうした強調は、いままでの倫理綱領よりも具体的で積極的な扱いをしている。一見すると、(C)-2 は図書館利用に利用者の属性によるサービスの差異や差別を許していないように読める。しかしこの定めは微妙な点を含んでいる。周知のように 1961 年に ALA は『図書館の権利宣言』を改訂し、新たに第 5 条「図書館の利用に関する個人の権利は、その人の人種、宗教、出生国、あるいは政治的な見解のゆえに、拒否されたり制限されることがあってはならない」[53)]と書き込んだ、この第 5 条は人種統合条項ともいわれ、黒人への図書館利用での差別（例えば中央館を黒人が利用できない）を批判し、原則を確立したものである。この第 5 条と 1930 年『倫理綱領草案』の上述の定めは似ているように思われる。しかし住民であっても「図書館利用の権利を持たない」人は多くいたのであり、その点では限界があった。すなわち 1961 年版『図書館の権利宣言』の第 5 条は白人と同じ図書館利用を黒人に保障するように求めたのだが、1930 年『倫理綱領草案』は「図書館利用の権利を持つ」という文言を入れることで、結果的にではあっても「権利を持たない」南部黒人などの図書館利用を拒否する根拠を提供したことになる。

3　『倫理綱領草案』の採択（1930）から『倫理綱領』の成立（1938）まで

そののち ALA が正式の倫理綱領を採択する 1938 年までをみると、倫理綱領への関心には浮沈があった。1930 年『倫理綱領草案』が採択されたのちの 1930 年の倫理綱領委員会の年次報告をみると、冬期大会での委員会報告と綱領の採択、3 月号の機関誌での綱領の掲載を示し、さらに別刷りの印刷と配布、および意見の送付を期待した[54)]。続く 1931 年の年次報告で、ラスボーンは送付されてきた意見を参考に、いくつかの修正を報告している[55)]。そののち委員長はマリオン・ホートン（Marion Horton）、ルーシー・L.モーガン（Lucy L. Morgan）、マーガレット・B.マーティン（Margaret B. Martin）と 1 年毎に交代する。しかし年次報告をみると目立った動きはなかった[56)]。

3.1　コールター委員会（1935、1936）

しかしカリフォルニア大学図書館学校のエディス・M.コールター（Edith M. Coulter）が委員長になったときに課題が浮上してきた[57)]。課題を投じたのは ALA 内の他の委員会だったが、倫理綱領委員会を活性化させることになった。コールターによると委員会自体の構成が 1934 年 11 月 19 日で、冬期大会で会議を開くとの計画も、コールターしか大会に参加しておらず計画倒れになったという。そして 1935 年の年次報告では 2 つの具体的な動きを報告している。

(1)経済状況の悪化にともない、倫理的な取り組みを求める新たな動きが出現してきた。

(2)ALA 会長から、給料・雇用委員会（Committee on Salaries and Employment）と倫理綱領委員会が協力して、基準・倫理委員会（Committee on Standards and Ethics）の設置を指示してきた[58)]。

後者に関連して、1934 年 6 月に開かれた ALA 年次大会で、ジョン・B.ケイザー（John B. Kaiser）を委員長とする給料・雇用委員会は、以下の決議を採択していた。

給料・雇用委員会は、図書館サービスと図書館実務のための基準（Code of Standards）が必要であると判断し、ALA 理事会にたいして、そうした基準の作成に向けて、適切な委員会（committee or committees）を構成するように勧告する。基準は、現行の「倫理綱領」

［1930 年版『倫理綱領草案』］が定める人事に関する重要な条項を含めるべきである。そしてさらに、図書館職員の給与や職場の条件、……なども含めるべきである[59]。

この委員会決議は ALA 理事会に提出され、理事会は決議を認めて、委員会の構成などを会長チャールズ・H.コンプトン（Charles H. Compton）に委ねた。コンプトンは給料・雇用委員会の委員長に主導権を取るように求め、倫理綱領委員会と相談しつつ適切な措置を講じるように指示した。そこで会議が開かれ、次のような事柄が課題として整理されたのである[60]。(1)倫理綱領と基準の相違。(2)具体的な状況を扱う条項を備える倫理綱領の作成。(3)州や地方の図書館協会、図書館学校との協力による教育活動の組織化。(4)綱領（基準）の条項を実質化するための手立ての構築。そして倫理綱領委員会は以下の課題について判断を示したいと報告した[61]。

(1)図書館基準と明確に相違するものとして専門職倫理を定義づけて公表する。

(2)現行の 1930 年版『倫理綱領草案』よりも具体的な条項を備える倫理綱領を用意する。

(3)こうした倫理綱領を 1936 年中に評議会に承認を求めて提出する。

(4)倫理的行動の遵守を求めて教育活動の組織化を行う。

この 1935 年の動きが結局は 1938 年 12 月に評議会が採択する初版『倫理綱領』にいたるきっかけとなった。翌 1936 年の年次報告で、コールターは前年に設定した上掲の課題に委員会としての判断を示している。それは、倫理綱領が必要な理由、最適な倫理綱領の型、そうした倫理綱領の採択にいたる活動計画からなる[62]。

まず倫理綱領が必要な理由である。コールターによると、図書館員は社会的に重要な仕事をしており、多種多様な人びとに幅広いサービスを行っているので、図書館サービスの成功には調和ある一体的な活動が欠かせない。そのためすべての図書館員、とりわけ新参の図書館員にとって、理想的な行動を明確に示した声明が必要である。それに法律、医学、エンジニア、会計士、教師などが、すでに倫理綱領を持っている。

このコールターの理由づけで注目すべきは、専門職として認められるのに欠かせない要件として、(1)大学での養成教育、(2)共通の利益を促進し会員の地位を向上させるための全国団体や地方団体の存在、(3)知識基盤、(4)基準や資格、(5)実行する手立てを備えた倫理綱領を指摘したことである。そしてコールターによると、司書職は最初の 4 つを充足しているか、充足する方向に向かっている。しかし最後の倫理綱領については、実質化されていないのである。

ここで図書館員の倫理綱領が初めて専門職としての要件と結びつけられたのだが、倫理綱領が専門職になるための 1 つの規準になることについて、コールターは特にアンソン・マーストンが 1931 年に発表した論考を指摘している[63]。マーストンが指摘するエンジニアリングの専門職としての 5 つの特徴は、エンジニアリングについての(1)立派な教育、(2)地方や全国での専門職団体、(3)立派な専門的文献、(4)資格要件の設定、(5)倫理綱領となっている[64]。コールターはマーストンの論考を正確に援用して、図書館専門職の要件を示したのである。と同時に類推の域をでないが、専門職についての最初のまとまった社会学的研究とされる A.M.カーーサンダーズの『専門職』が発行されたのは 1933 年であり、そこでは職業が専門職になるための要件が抽出されていた[65]。専門職の要件として倫理綱領を明確に把握し、それを ALA の機関誌上で的確に表明したコールター委員会の認識は注目に値する。

次に倫理綱領の型について、コールターは 1930 年『倫理綱領草案』を取り上げ、この「暫定

的」な草案は全般的な原則の声明であり、具体的な状況にたいする適用性を欠いているとの判断を示した。この説明は 1914 年の ALA 評議会の判断と軌を一にし、倫理綱領が理想や一般的原則に留まってはならず、実際に適用できることを重視しているのだが、執行（enforcement）や制裁（sanction）までを意図しているのか否かは不明である。なお後継のさまざまな改訂作業をみると、簡略な綱領か詳細な綱領かは常に議論になり、結局は簡略な綱領に落ち着く傾向にある。詳細な行動綱領を別途に作成するとの考えも出されるが、これも成功したことはない。

最後に倫理綱領に関する活動計画を示している。そこでは基本的な方向として、1930 年版『倫理綱領草案』を土台に修正し、それに具体的状況に関する説明を加えるとした。そして会員の意見を広く聞いたのち、ALA の正式の綱領として採択し、さらに州や地方の図書館協会でも正式の綱領として採用するとともに、各図書館協会が倫理に関する常任委員会を設けて、綱領の検討や改訂、さらに広報と教育のための手立てを講じることを求めたのである。

3.2　カリフォルニア州図書館協会の倫理綱領（1937）

ALA 倫理綱領委員会が綱領の作成に取り組んでいたが、カリフォルニア州図書館協会は一足早く同協会として倫理綱領を採択した。1937 年 4 月号に採択された『カリフォルニアの図書館員の倫理綱領』は同協会の倫理綱領委員会が州内の 100 以上の図書館に質問票を送り、多くの図書館員の協力を得てまとめたものであった[66]。その過程で、「倫理綱領」（Code of Ethics）と「行動綱領」（Code of Practice）は異なるということに合意ができたという。そして委員会は前者を先発させ、後者をのちの課題にするとした[67]。序文では同協会の倫理綱領について、ALA の 1930 年『倫理綱領草案』を参考にし、それを補うものであると記している。また図書館員とは図書館業務に携わるすべての職員をいう。そうした序文に続いて、まず「個人的な属性と行動」を綱領本体の前提に据えている。そこでは図書館員を特徴づけるものとして、学識、学問の自由、偏向しないサービスを指摘し、図書館員に必要な属性として誠実、正直、勇気、時間の厳守、所属機関への忠誠、それに健康管理を指摘した。

そののち(1)「図書館員と利用者との関係」（3 項目）、(2)「司書職との関係」（3 項目）、(3)「図書館外との関係」（2 項目）にまとめ、図書館員と人的グループとの関係性を記している。例えば「図書館員と利用者との関係」3 項目をみると、まず第 1 項目は、図書館利用者の人種、信条、社会的境遇に関わりなく、図書館利用の権利を持つ利用者にたいして、礼儀正しい、偏向しないサービスを提供しなくてはならないとなっている。これは ALA の 1930 年『倫理綱領草案』を援用したもので、基本的に文言も同じである。それと同時に、次の第 2 項目はまったく新しい文言が記入されており、注目に値する。

> 図書館員は図書館利用者との接触から得たいかなる私的情報も秘密として扱う義務を負う。図書館員は図書館の内か外かを問わず、利用者の好み、個性、それに利用者に関わる事柄を話してはならない。

ここで図書館関係の倫理綱領に初めてプライヴァシーの保護に関する規定が挿入されたのである。さらに第 3 項目は、「関心が対立する場合、すべての図書館利用者の関心を最重視すべきである」と定めていた。利用者を最重視するというのは現在からみると当然のように思えるが、インディアナポリスの系列に沿うものであり、ボルトンの綱領や ALA の綱領とは大きく相違

する点であった。カリフォルニア州図書館協会の綱領は ALA の 1930 年『倫理綱領草案』を参考にしたのだが、単に受容したというより批判的に検討したと把握するのが妥当である。

3.3　ラディントン委員会（1937、1938）

1937 年 6 月に開催された ALA 年次大会で、フローラ・B.ラディントン（Flora B. Ludington, 1953-54 年の ALA 会長）を委員長とする倫理綱領委員会は会議を開き、11 の検討事項をまとめて会員の意見表明を求めた[68]。特徴のある検討事項をいくつかあげると、まず(1)では、「司書職には根本的な一体性があるのか。あるとすれば、倫理綱領は一体性を育成するのか。倫理綱領に行動綱領（code of practice）を添えるべきなのか」がある。これは綱領作成の前提に関わる検討事項である。次に(4)は以下のようになっている。

> 公費支弁の図書館は、非党派的な機関として、意見や関心のあらゆる側面を代表する図書を購入する義務を負うのか。それが正しいなら、図書館員は雇用機関が作成した方針に反対して、非偏向性を獲得するよう尽くさねばならないのか。

これは(4)番目の検討事項であるが、図書選択のあり方を図書館理事会との関連で考える必要があることを示している。そして(5)番目は「偏向しないサービスをすべての図書館利用者に提供すべきなのか。参考質問に答えるときに得た情報は秘密でなければならないのか」となっている。この 1937 年の倫理綱領作成に関する検討事項で、初めて ALA の委員会で秘密性の問題が提示されたのである。また(7)番目は在職と辞職に関する検討事項で、職を得た職員は明確な成果を出すまで職に留まるべきなのか、また辞職を願う者は業務が円滑に進むように、どの時点で辞職を知らせればよいのかといった事項を示していた。これは既述のラスボーンやローデンが重視し、1922 年のボルトンの綱領で最も論争的とされた条項であり、1930 年『倫理綱領草案』も取り上げていた。さらに(11)番目は、「図書館員は論争的な課題にたいして、どの程度まで個人的な意見を表明してよいのか」といった項目もあった。

こうした意見も受けて、倫理綱領委員会は 1938 年の年次大会で議論を続けた[69]。そこでは、倫理綱領と行動綱領を区別する必要性、すべての利用者への偏向のないサービス、論争的な図書の購入方針について、さらに身分保障と解雇に関する上訴の権利を倫理綱領に含めるか否かなど、焦点を絞って議論されたという。そして秋に倫理綱領案を作成して関係するグループに配布し、そこで得た意見も検討して 12 月の冬期大会で評議会に提出したいと日程を提示した。実際に委員会は 11 月に倫理綱領案を配布したのである[70]。

4　アメリカ図書館協会『倫理綱領』の成立（1938）から倫理綱領委員会の解散（1944）まで

4.1　アメリカ図書館協会『倫理綱領』（1938）の成立

このような経過を経て、1938 年の 12 月 29 日の ALA 冬期大会で、評議会は満場一致で『倫理綱領』を採択した。1938 年版『倫理綱領』は全 28 条からなり、その構成は「前文」（1-3 条）、「Ⅰ：図書館員と管理機関との関係」（4-8 条）、「II：図書館員とサービス対象者との関係」（9-12 条）、「Ⅲ：図書館内での図書館員の関係」（13-19 条）、「Ⅳ：図書館員と司書職の関係」（20-25 条）、「Ⅴ：社会と図書館員の関係」（26-28 条）となっている[71]。

この倫理綱領は、まず第 1 条で、「司書職への参入者は、行動についての倫理的基準を維持

する義務を担う。そうした義務は、職場の管理機関、図書館のサービス対象者、制度としての図書館、同僚職員仲間、司書職の他の構成員、および社会一般との関係にまつわる義務」であると定めている。すなわち図書館員の倫理的義務という観点から、さまざまなグループとの関係性を示している。こうした基本的構成はボルトンの 1908 年版、1922 年版、それに ALA の 1930 年版の倫理綱領と同じである。そして第 2 条で図書館員を定義づけ、「ALA が定めた基準によって、専門的性格と認められた仕事を行うために、図書館に雇用されている人」を図書館員とした。「ALA が定めた基準」を 1938 年綱領は何ら説明していない。しかしこの時期までに ALA が定めた基準は、1933 年 10 月に評議会が採択した「公立図書館基準」に限られる。この 1933 年基準によると、専門的図書館職員は「教育的、管理的、技術的なサービスを実施」し、「十分に教育を受け、少なくとも 1 年間の図書館学校での教育、あるいはそれに相当する訓練を受けていなくてはならない」と定めている[72)]。それまでの倫理綱領は図書館長を重視していたが、1938 年版は従来と比較すると展望を広げ、ALA の「基準」をみたす図書館員と定義し、それは同時にこの綱領の対象者を設定したことになる。

こうした前文に続いて「図書館員と管理機関との関係」では、「図書館管理についての最終権限は……管理機関にある」（第 4 条）、図書館員は「管理機関が任命した行政官の方針を、図書館への忠誠心を持って実行する責任を有する」（第 5 条）と定めた。ここには司書職としての自律性という考えは微塵もなかった。そして「Ⅱ：図書館員とサービス対象者との関係」（9-12 条）は、以下のようになっている。

9. 図書館長は、サービス対象者に接している職員の助けを得て、図書館の現在ならびに将来のニーズを研究し、そうしたニーズを土台に資料を収集すべきである。図書館の方針や可能な資金に照らして、広範な刊行物、多種多様な見解を提供すべきである。
10. 図書館の資源とサービスを潜在的利用者に周知するのは、図書館員の責任である。偏向しないサービスを、図書館利用の権利を持つすべての利用者に提供しなくてはならない。
11. 図書館利用者との接触から得たいかなる私的情報も秘密として扱うことが、図書館員の義務である。
12. 図書館員は、図書館財産の保全に努め、また利用者に図書館財産の保全への責任感を育成する必要がある。

第 9 条は図書選択の原理を示し、サービス対象者のニーズを勘案し、広範な見解を提供する必要があると定めている。これは半年後に採択される『図書館の権利宣言』に沿う内容である。第 10 条の前半は潜在的な利用者へのサービスの周知を定め、積極的な内容であるが、後半の部分は既述のように「図書館利用の権利を有する」という語句が、大きな制限を課しているとも考えられる。さらに第 11 条は、ALA として初めて秘密性の保護を盛り込んだものであった。この第 11 条は内容だけでなく語句の用い方からしても、明らかに既述の 1937 年『カリフォルニアの図書館員の倫理綱領』の直接的な影響を受けている。もっともこの定めがいう「私的情報」が何を意味するのかは必ずしも明確ではない。とはいえ、前述のように 1937 年に出された検討事項一覧では、「参考質問に答えるときに得た情報は秘密でなければならないのか」という課題の設定がなされていた。1938 年版『倫理綱領』はこの問いを肯定したことになる。そし

て 1937 年の問いを重視するなら、第 11 条は主に参考質問を意識していると判断できる。後に重要となる貸出記録などは考慮されていないと判断するのが妥当である[73]。また少なくとも 1937 年の検討事項でも 1938 年版『倫理綱領』でも、「だれにたいして」秘密でなければならないのかは示されていない。

4.2　1938 年版『倫理綱領』への意見表明

この 1938 年版『倫理綱領』について、唯一のまとまった反応はメイン州バンガー（Banger）公立図書館長ルイス・F.・ランレットの意見である[74]。綱領第 10 条は「偏向しないサービスを、……すべての利用者に提供しなくてはならない」と定めていた。ランレットはこの第 10 条が難問を提示するとし、クイズの解答を求める利用者と博士論文を執筆している利用者とを、同じに扱うのかという問題を例示した。ランレットはこの問いにたいして、「扱いは状況による」というのが唯一の回答だと述べている。すなわち忙しいときには博士論文執筆者を重視し、時間に余裕があるときには両者を同等に扱うというのである。しかしランレットは、当人にはいずれもが重要であることを認識すべきだと指摘している。さらに秘密性を定めた第 11 条について、ランレットは参考図書館員が発明家と話した内容を他者に話して新案が盗まれたとか、貸出職員が出産の本を借りた女性を、その女性の近所の人に話したといった場合を例示している。そしてこうした情報は法律家と同じように秘密にしなくてはならないと述べた[75]。

1941 年にはコネティカット州ブリッジポート（Bridgeport）公立図書館長のアグネス・ブリンドリーが図書館倫理について書いている。これは倫理綱領を直接扱ったものではなく、図書館という環境下での職員の道徳的な原則や礼儀、対人関係のあり方を取り上げたものだが、「理由のない無条件の忠誠であっても同僚仲間や上司に忠誠を尽くすことが最も重要になる」と書き込んだ[76]。この「理由のない無条件の忠誠」についてはニューヨーク・パブリック・ライブラリーの分館図書館員ミニー・ルービンが批判を加え、専門職として管理者に的確な批判をするのは必要であり、無条件の忠誠がために、これまで図書館サービスの発展が遅れ、また専門職の世界で疎外されていると主張した[77]。

フォレスト・スポールディングといえば、ALA『図書館の権利宣言』の手本となったアイオワ州デモイン公立図書館の『図書館の権利宣言』（Library’s Bill of Rights）の作成者であり、1940 年に図書館協会内に設けられた知的自由委員会（正式には「図書館利用者の探求の自由の権利を守るための知的自由委員会」）の初代委員長であった。そのスポールディングは、「結局のところ図書館の方針を決定するのは、図書館員というよりも理事会である。理事会が反動的グループを代表しているなら、図書館員は理事会の命令を実践するにおいて、反動的になるといってよかろう」[78]と述べている。ルービンの意図は当を得たものと思われるが、現実の図書館はスポールディングが指摘するような状況にあったと考えられる。すなわち図書館界、図書館員の力量が全体として弱体で、とりわけ専門職としての自律性という概念が館界のなかでも弱い状態にあって、職員は完全に図書館管理機関の下僕であった。こうした状況を踏まえて、『図書館の権利宣言』や『倫理綱領』を慎重に検討する必要がある。

4.3　倫理綱領委員会の解散（1944）

評議会は満場一致で1938年版『倫理綱領』を採択すると同時に、倫理綱領委員会にたいして、「引き続き活動を続け、『行動綱領』（Code of Practice for Librarians）を準備するように」要請した[79]。しかし1940年、1941年、1942年の年次報告をみると、倫理綱領委員会からの報告はなく、1943年の年次報告では「報告がなかった委員会」に倫理綱領委員会が示されている[80]。さらに翌1944年の年次報告をみると、委員長アンドリュー・D.オズボーン（Andrew D. Osborn）は、次のようにこれまでの経過を報告した[81]。骨子は以下のようである。

> 1938年版『倫理綱領』の採択後、評議会は委員会に行動綱領の作成を求めた。委員会は5年間にわたって行動綱領の作成を意識してきた。この5年間をみると、専門職倫理の問題は1件も倫理綱領委員会に持ち込まれていない。……これは完全に満足すべき状態で、当委員会は継続する必要がないことを意味する。また行動綱領に関しては、重要な事柄は「相互貸借規程」[82]や「給料・職員・テニュア委員会」の「組織と人事の手続き」に関する報告などで十分に扱われている。また『倫理綱領』の修正も必要がないので、当委員会は解散するように求めたい。

この委員会の考えは認められ、翌1945年の年次報告では倫理綱領委員会の名称は消滅している[83]。委員会の消滅は同時に1938年版『倫理綱領』が忘れ去られることも意味した。ALAで綱領への関心が具体的に表明され、改訂作業に着手されるには15年を待たねばならない[84]。

5　まとめ：1938年版『倫理綱領』の成立への道

1838年版ALA『倫理綱領』の成立過程をまとめると次のようになる。

(1)図書館界で倫理綱領への関心が示されたのは1903年で、プラマーが重視したのは図書館学校の学生や新参図書館員に図書館の精神を吹き込むことにあった。こうした関心はボルトンの1909年綱領にも引き継がれていく。ボルトンの綱領は礼儀正しさ、作法、義務、責任を列挙し、それらを図書館長を中心に据えて、管理機関、同僚図書館員、図書館利用者、図書館界との関係の中に組み込んでいた。1913年と1914年のALA評議会で倫理の問題が取り上げられ、倫理綱領作成の是非が問われたが、「実用的な綱領でなければ役立たない」との理由で却下された。ボルトンの1909年綱領はボルトンの1922年版綱領の土台になり、1922年版綱領の構成や内容は1909年版を踏襲したのである。ただし1922年版綱領は「図書選択」を新設し、「図書の購入は、図書館長の個人的な好みや関心ではなく、コミュニティのニーズを反映させるべきである。図書の選択は広範でなくてはならない」と記入した。

(2)ALAによる倫理綱領委員会の設置は1926年で、これは館界として倫理綱領の必要性を認めたことを意味するが、ラスボーンが委員長に就任した1928年末から活動が始まる。委員会はボルトンの1922年版綱領を土台に新たに倫理綱領を作成し、評議会に採択を迫ったが、評議会は『倫理綱領草案』として採択した。この1930年の綱領は、「意見や関心の全側面を表明する図書を購入すべきである」、「図書館長や図書館職員は公式の立場からして、政治、宗教、経済のような論争的問題、とりわけ地元の論争的問題について、個人的意見を表明してはならない」、「図書館利用の権利を持つ利用者について、人種、肌の色、信条、境遇の相違が、職員の態度に影響してはいけないし、えこひいきは許されない」といった礼儀や道徳というよりも、

価値を盛り込んだ点に特徴がある。

(3)低迷の時期を経て、1935 年にコールターが委員長になったとき、1938 年の綱領に結びつく具体的な活動が開始された。コールターははじめて専門職の 1 つの要件としての倫理綱領という観点を明確に打ち出した。すなわち単に図書館学校の学生や新参図書館員に図書館員の基本的な義務や精神を植え付けるためだけではなく、専門職を志向する場合に倫理綱領は不可欠な要件であるとしたのである。次に、1930 年綱領を土台に具体的状況への対応を高めると主張するとともに、倫理綱領の広報や教育のための組織作りの重要性を指摘した。

(4)1938 年版『倫理綱領』の採択時の委員長はラディントンであった。コールスター委員会の考えを引き継いだのだが、検討事項一覧を作成して会員から広く意見を誘った。そうした検討事項には、図書選択に関わる問題、個人的な意見の表明に関する関心の対立の問題に加えて、参考質問との関わりで初めて秘密性に関する言及が出現したのである。なお 1937 年にカリフォルニア州図書館協会が倫理綱領を採択し、そこには秘密性についての条が設けられていた。文言から判断しても、この規定が 1938 年『倫理綱領』に取り込まれることになった。

(5)このような経過で 1938 年 12 月に ALA は初版『倫理綱領』を採択する。ここでも図書館員（特に図書館長）と管理機関や図書館利用者などさまざまなグループとの関係に重点がおかれていた。そして「ニーズを土台に資料を収集すべきである」、「広範な刊行物、多種多様な見解を提供すべきである」といった図書選択に関わる規定、「偏向しないサービスを、図書館利用の権利を持つすべての利用者に提供しなくてはならない」といった利用に関する規定、さらには「図書館利用者との接触から得たいかなる私的情報も秘密として扱うことが、図書館員の義務である」といったプライヴァシーに関する規定を含んでいた。なお 1938 年版『倫理綱領』の採択と同時に、倫理綱領委員会は行動綱領の作成を命じられた。しかしこれは実現せず、1944 年に委員会は解散した。

こうした 1938 年版『倫理綱領』の採択過程について、3 点だけを再確認しておきたい。本稿はボルトンの 1909 年、1922 年綱領、ALA の 1930 年『倫理綱領草案』と 1938 年版『倫理綱領』という系譜を追跡するのが目的であった。と同時に 1923 年のスーシティ公立図書館、1928 年のインディアナポリス公立図書館の綱領、さらに 1937 年のカリフォルニア州図書館協会の綱領も簡略に取り上げることで、主流を構成する倫理綱領の特徴を浮き彫りにした。スーシティとインディアナポリスの綱領は自館の職員を対象に、職員としての道徳的な原則を示したものと考えてよいが、インディアナポリスの綱領はまず利用者との関係を最重視していた。利用者の関心を最大限に重視するとの定めは、カリフォルニア州図書館協会の 1937 年綱領にも明示されていた。翻って、ボルトンおよび ALA の綱領は、図書館長を中心に据えており、とりわけ管理機関との関係、そして図書館員（部下）との関係を扱っていた。これが 1938 年版『倫理綱領』の最大の特徴であると考えてよい。そして管理職を中心においたがために、職員の雇用、在職、辞職についての関心が非常に強く、それを倫理的な問題と考えていたのである。次に 1922 年のボルトンの倫理綱領は 1909 年のボルトンの倫理綱領を、1930 年の ALA『倫理綱領草案』は 1922 年のボルトンの倫理綱領を、そして 1938 年版『倫理綱領』は 1930 年『倫理綱領草案』を土台にしていたという事実である。すなわち、1938 年版『倫理綱領』は基本的に 30 年前の 1909 年のボルトンの倫理綱領を土台にし、その終結点を示すものと結論できる。第 3 に、ボル

トンの 1922 年版綱領は図書選択を組み込み、1930 年版『倫理綱領草案』は利用者の利用についての偏向を戒めた。さらに 1938 年版『倫理綱領』では秘密性に関する定めを盛り込んだ。これらは 1939 年に採択され、その後に展開される『図書館の権利宣言』に通じる内容であった。

おわりに：1938 年版『倫理綱領』と 1939 年版『図書館の権利宣言』

『倫理綱領』と『図書館の権利宣言』について事実を確認しておくと次のようになる。倫理綱領委員会の成立は 1926 年で、ALA 評議会が『倫理綱領』を正式に採択したのは 1938 年 12 月 29 日である。そして倫理綱領委員会は 1944 年に解散となり、1959 年に図書館管理部会の中に倫理委員会が設置されたが、紆余曲折を経て ALA が常置の委員会として専門職倫理委員会を設置するのは 1975 年である。一方、『図書館の権利宣言』については 1939 年 8 月 19 日に採択され、翌 1940 年には常置の知的自由委員会が設置されている。

ALA が最初の倫理綱領を採択する 1 か月前の 1938 年 11 月 21 日、アイオワ州デモイン（Des Moines）公立図書館の理事会は館長フォレスト・スポールディングの手になる『図書館の権利宣言』を自館の方針として採択した[85)]。デモイン市自体が公開討論会運動の指導者で、この運動はカーネギー財団、そののちは連邦の緊急資金を得て、市全域規模の公開フォーラムを組織していた。同館の集会室は政治的グループも使用し、そうしたグループには交互に日曜日に集会室を利用する地元の共産主義者や社会主義者のグループも含んでいたのである[86)]。1930 年代末、ナチが焚書を行い、それはアメリカにも報告された。それにアメリカ国内でも思想に偏狭な活動が台頭し、1939 年にはジョン・スタインベックの『怒りのぶどう』が抗議を受け、国内でも図書検閲の可能性が高まってきた[87)]。デモイン公立図書館の『図書館の権利宣言』は公立図書館が直面している状況を反映し、公立図書館が公益に資する方法を提言していた。

デモイン公立図書館の『図書館の権利宣言』を直接の源として、ALA は『図書館の権利宣言』を採択した。『図書館の権利宣言』は基本的には図書選択の原理を示したものであった。一方、既述のように、ボルトンの 1922 年版綱領は「図書選択」を設け、「図書の選択は広範でなくてはならない」と記入し、1930 年『倫理綱領草案』は「意見や関心の全側面を表明する図書を購入すべきである」と規定した。そして 1938 年版『倫理綱領』では、「図書館の方針や可能な資金に照らして、広範な刊行物、多種多様な見解を提供すべきである」と記していた。すなわち、『図書館の権利宣言』は図書選択の原理を示しているのだが、そうした原理は図書館長や図書館員の義務や責任として、1922 年のボルトンの綱領以降、常に倫理綱領作成にあたって示されてきたことであった。そうであるなら、『倫理綱領』と『図書館の権利宣言』の 2 本立てにし、そののち『倫理綱領』はほとんど看過され、『図書館の権利宣言』に関心が集中したのはなぜかという問題が生じる。こうした関心から、1938 年『倫理綱領』と 1939 年『図書館の権利宣言』の相違を中心に、いくつか私見をまとめておきたい。

(1)1903 年のプラマーを起点に倫理綱領は常に図書館学校の学生や新参図書館員に図書館員としての義務や精神を植え付けるということに大きな眼目があった。また 1936 年のコールター委員長のときから専門職の 1 つの要件として倫理綱領が把握されはじめた。こうした点で倫理綱領は 1903 年から一貫して図書館員（特に図書館長）や図書館界に向けたものであった。図書の選択や利用者の利用を扱っていても、それは住民や図書館利用者ではなく、あくまでも図書

館員に向けての定めであった。一方、『図書館の権利宣言』はデモイン公立図書館の活動から生まれ、住民にたいして自館の方針を公約するものであった。それが ALA の採択によって図書館と国民を対象とする文書になったのである。ALA 評議会に提案したのが成人教育委員会（Adult Education Board）の委員長アーネスティン・ローズ（Ernestine Rose）であったことは象徴的である。ニューヨーク・パブリック・ライブラリーで黒人への図書館サービスの指導者として有名なローズは、図書館が担うべき基本的な役割と現場の実践という観点から、『図書館の権利宣言』を評議会に持ち込んだと推察される。すなわち同じように図書選択の原理を扱っていても、その対象と背景が違っていたということである。

(2)『図書館の権利宣言』と『倫理綱領』では、同じ図書選択の原理を扱っていても、その対象と背景が違っていたのだが、図書選択が持つ重みも両文書で異なっていた。『図書館の権利宣言』の場合、図書選択の原理を示すのが唯一の目的であり、それはコミュニティでの図書館の存在意義と密接に結びついていた。一方、『倫理綱領』での図書選択の扱いは、図書館員が道徳的に行動すべき多くの事柄の 1 つにすぎなかった。

(3)『倫理綱領』と『図書館の権利宣言』のそののちの展開をみると、『図書館の権利宣言』は活用されてきたが、『倫理綱領』はほとんど顧みられることはなかった。これについては、初版の両文書の基本的な性格が関係していると思われる。本稿で示したように、『倫理綱領』は 1938 年に正式に採択されたのだが、起点は 1909 年のボルトンの倫理綱領にあった。すなわち 1938 年版『倫理綱領』は 20 世紀初頭からの伝統的な図書館員のあり方を集約した帰結点と考えるのが妥当である。一方、『図書館の権利宣言』はそれまでの公立図書館思想や実践への批判を含み、現実の社会状況や図書館状況を見据えて、旧来の図書選択の原理を振り切るものであった。これが両文書のその後の扱われ方や注目のされ方に関係したと思われる。

(4)『倫理綱領』の採択は 1938 年 12 月で、1975 年、1981 年、1995 年、2008 年に改訂されている。一方、『図書館の権利宣言』の採択は 1939 年で、1948 年、1961 年、1967 年、1980 年と改訂されている[88]。『図書館の権利宣言』および 1972 年から採択が開始された『図書館の権利宣言』解説文は、1960 年代から 1970 年代前半の大きな社会変化に対応してきたし、1980 年代のメディアの多様化、さらには 1990 年代中葉からの電子環境、さらには 2000 年代半ばからの Library2.0 といった環境、さらにはプライヴァシーや秘密性に関する法執行機関や立法、さらに裁判事件を視野に入れて、常に見直され、検討されてきた。すなわち『図書館の権利宣言』は図書館の思想と実践を導いてきた。一方、『倫理綱領』は 1938 年から 1975 年まで改訂されなかったが、この期間には、マッカーシズム期、公民権運動期、ヴェトナム反戦期と、図書館員自身の基本的なスタンスが問われる多くの現実の事件があった。そこには『倫理綱領』に直接関係する事件も多かった（図書館長の免職に関する事件や図書館記録の秘密性に関する事件など）[89]。しかし議論は『図書館の権利宣言』に集中したのである。

(5)1 つの例を指摘すれば、1970 年春に財務省の調査員が公立図書館を訪問し、爆発物関係の貸出記録の調査を申し出た。これにたいして ALA 理事会は 7 月に貸出記録を秘密にすべしとの緊急声明を発表し、1971 年 1 月には評議会は「各図書館の責任ある幹部」に向けて、方針として『図書館記録の秘密性に関する方針』を採択した[90]。たしかにこの当時、常任の専門職倫理委員会は存在しなかったが、ALA が正式に採択した基本方針文書で秘密性を明示的に示して

いるのは、1938 年版『倫理綱領』だけであった。しかし『図書館記録の秘密性に関する方針』の作成にあたっては、「各図書館の責任ある幹部」を対象にしているにも関わらず、『倫理綱領』はまったく無視され、言及されることはなかったのである[91)]。

注

1) Patricia P. Paylore, “A Note on the Proposed “A Librarian’s Code”,” *College and Research Libraries*, vol. 22 (2), 1961, p. 163.
2) Samuel Rothstein, “In Search of Ourselves,” *Library Journal* (以下 *LJ*), vol. 93 (2), 1968, p. 156-157.
3) *ibid*., p. 156.
4) Sue Stroyan, “President’s Message: ALA Code of Ethics: Is It Time for Revision?,” *Library Administration and Management*, vol. 6 (2), 1992, p. 58.
5) Robert Hauptman, “Professionalism or Culpability? An Experiment in Ethics,” *Wilson Library Bulletin,* vol. 50 (8), 1976, p. 626-627.
6) *ibid.,* p. 626.
7)例えば以下がある。Bill Katz and Ruth A. Fraley, *Ethics and Reference Services*, New York, Haworth Press, 1982; Herbert S. White, *Ethical Dilemmas in Libraries*, New York, G.K. Hall, 1992; Fay Zipkowitz, *Professional Ethics in Librarianship*, Jefferson, NC, McFarland, 1996. またハウプトマンには以下がある。*Ethical Challenges in Librarianship*, Phoenix, AZ, Oryx Press, 1988; *Ethics and Librarianship*, Jefferson, NC, McFarland, 2002. 図書館員と情報倫理を扱った図書には以下がある。Mark Alfino and Linda Pierce, *Information Ethics for Librarians*, Jefferson, NC, McFarland, 1997. 例えばアメリカ法律図書館協会（AALL）は以下のシンポジウムを実施した。“An Ethical Code for Law Librarianship,” *Law Library Journal*, vol. 62 (4), 1969, p. 409-418.
8) ジーン・L.プリアー『図書館倫理』川崎良孝ほか訳，京都図書館情報学研究会発行，日本図書館協会発売, 2011.
9) *ibid*., xv.
10) 倫理綱領の改訂時の時期の前後には *American Library Association Bulletin* (以下 *ALAB*), *LJ*, *American Libraries* などに、例外なく倫理綱領に関する論文や意見が出されている。上述のペイロアーやストローヤンの文献も『倫理綱領』の改訂に関係している。
11) Jonathan A. Lindsey and Ann E. Prentice, *Professional Ethics and Librarians*, Phoenix, AZ, Oryx Press, 1985.
12) Barbara June Murray, “A Historical Look at the ALA Code of Ethics,” MLS Thesis, San Jose State University, 1990.
13)以下も参照。川崎良孝「アメリカ図書館協会 1938 年版『倫理綱領』の改訂の試みと挫折：1959-1962 年」『図書館界』vol. 64 (4), November 2012, p. 238-255.
14) Samuel D. Warren and Louis D. Brandeis, “The Right to Privacy,” *Harvard Law Review*, vol. 4 (5), 1890, 193-220.
15) *Olmstead* v. *United States*, 277 U.S. 438, 478 (1928).
16) *Griswold* v. *Connecticut*, 381 U.S. 479, 484 (1965).
17) Abraham Flexner, *Medical Education in the United States and Canada, Carnegie Foundation for the Advancement of Teaching,* New York, Carnegie Foundation, 1910.
18) Charles C. Williamson, *Training for Library Service*, Boston, Merrymount Press, 1923.
19) “The Ethics of the Professions and of Business,” *The Annals of the American Academy of Political and Social Science*, no. 190, 1922, p. 1-236, 254-300.
20) “The Canons of Ethics for Lawyer Adopted by the American Bar Association,” in *ibid.*, p. 260; “Principles of Medical Ethics of the American Medical Association,” in *ibid.*, p. 260; “A Code of Ethics for the Teaching Profession,” in *ibid*., p. 282-283.
21) この時期に以下のような倫理を扱う図書が出されている。Edgar L. Heermance, *Code of Ethics*, Burlington, VT, Free Press, 1924; Edgar L. Heermance, *The Ethics of Business*, New York, Harper, 1926; Carl F. Taeusch, *Professional and Business Ethics*, New York, Henry Holt, 1926.
22) John A. Moorman, “Knowledge of the American Library Association's Code of Ethics among Illinois Public Library Directors,” *Illinois Libraries,* 77 (3), 1995, p. 140-147.
23) Mary W. Plummer, “The Pros and Cons of Training for Librarianship,” *Public Libraries*, vol. 8 (5), 1903, p. 208-220.

24) *ibid*., p. 212
25) Genevieve M. Walton, “Library Ethics,” *Public Libraries*, vol. 10 (4), 1905, p. 181-183.
26) *ibid*., p. 183.
27) Charles K. Bolton, “The Librarian’s Canons of Ethics,” *Public Libraries*, vol. 14 (6), 1909, p. 203-205.
28) “The 1914 Conference,” *ALAB*, vol. 8 (1), 1914, p. 14-15.
29) “The 1915 Conference,” *ALAB*, vol. 9 (1), 1915, p. 15-22; “Some Points in Library Ethics,” *LJ*, vol. 40 (2), 1915, p. 119.
30) “Some Points in Library Ethics,” *ibid.*, p. 119.
31) Agnes F.P. Greer, “Professional Ethics for the Library Worker,” *LJ*, vol. 42 (11), 1917, p. 891-892.
32) Carl B. Roden, “A Question of Business Ethics,” *LJ*, vol. 45 (11), 1920, p. 515-516.
33) Julia G. Babcock, “Professional Ethics from the Viewpoint of a Head Librarian,” *News Notes of California Libraries*, vol. 16 (2), 1921, p. 123-127.
34) Lavina B. Kirkman Penley, “Professional Ethics for Libraries from the Point of View of the Library Assistant,” *News Notes of California Libraries*, vol. 16 (2), 1921, p. 128-131.
35) Abraham Flexner, “Is Social Work a Profession?,” *School and Society*, vol. 1 (26), 1915, p. 903-911.
36) A.M. Carr-Saunders and P. A. Wilson, *The Professions*, Oxford, Clarendon Press, 1933.
37) Abraham Flexner, “Is Social Work a Profession?,” *op.cit.*, p. 911.
38) Charles K. Bolton, “The Ethics of Librarianship,” *The Annals of the American Academy of Political and Social Science*, *op.cit.*, p. 138-146; このボルトンの 1922 年版は説明文を除いて以下に転載されている。“The Ethics of Librarianship,” *LJ*, vol. 47 (12), 1922, p. 549-550.
39) “The Interprofessional Committee of the American Academy of Political and Social Science on the Ethics of the Professions and of Business,” *The Annals of the American Academy of Political and Social Science*, *op.cit.*, xi.
40) Charles K. Bolton, “The Ethics of Librarianship,” in *ibid*., p. 145.
41) Arthur E. Bostwick, “The Librarian as a Censor,” *LJ*, vol. 33 (7), 1908, p. 257-264; *ALAB*, vol. 2 (5), 1908, p. 114-121.
42) そして「H.C.ウェルマン（Wellman）氏は、『信念』（An Article of Faith）と題する演説で、検閲という領域における図書館長の責任を非常に明確に論じている」と続けている。しかしこのウェルマン（1914-15 年の ALA 会長）の演説を確定できなかった。
43) Charles K. Bolton, “The Ethics of Librarianship,” *op.cit.,* p. 146.
44) “Sioux City Public Library: Code of Ethics,” Sioux City, IO, The Trustees, 1923. この倫理綱領は H.G.T. Cannons の *Bibliography of Library Economy* (1876-1920）や *Library Literature*（1921-）で取り上げられた個々の図書館の倫理綱領としては最初のものである。
45) “Librarian’s Code: From the Practice Book of the Indianapolis Public Library,” *Library Occurrent*, vol. 8 (7), 1928, p. 234-235.
46) “A.L.A. Committees: Organization and Duties,” *ALAB*, vol. 25 (5), 1931, p. 270.
47) “Code of Ethics,” *ALAB*, vol. 20 (10), 1926, p. 371; “Code of Ethics,” *ALAB*, vol. 21 (7), 1927, p. 135; “Code of Ethics,” *ALAB*, vol. 22 (6), 1928, p. 133.
48) “Code of Ethics,” *ALAB*, vol. 23 (6), 1929, p. 120-121.
49) “Midwinter Meetings,” *ALAB*, vol. 24 (1), 1930, p. 11.
50) *ibid.*, p.11
51) “Suggested Code of Ethics,” *ALAB*, vol. 24 (3), 1930, p. 58-62. 全訳は以下を参照。アメリカ図書館協会知的自由編纂『図書館の原則（改訂 3 版）：図書館における知的自由マニュアル（第 8 版）』川崎良孝ほか訳，日本図書館協会, 2010, p. 332-338.
52)図書館管理者の大きな関心事であった職員の在職や辞職について、1930 年版『倫理綱領草案』は以下のように書き込んでいる。「図書館は職員が慣れるまでの期間、時間と金を投入しているので、図書館に報いるために職に長く留まるべきである。……決して 1 年未満ではない」。「……辞職の日まで十分な日数があるようにすべきである。というのは……後継者に引き継ぎができるようにするためである」。*ibid.*, p. 334.
53) 1961 年版『図書館の権利宣言』の全訳は以下を参照。『図書館の原則（第 8 版）』*op.cit.*, p. 66-67.
54) “Code of Ethics,” *ALAB*, vol. 24 (5), 1930, p. 139.
55) “Code of Ethics,” *ALAB*, vol. 25 (5), 1931, p. 268-270.
56) “Code of Ethics,” *ALAB*, vol. 26 (3), 1932, p. 249; “Code of Ethics,” *ALAB*, vol. 27 (10), 1933, p.

458; “Code of Ethics,” *ALAB*, vol. 28 (6), 1934, p. 324.
57) “Code of Ethics,” *ALAB*, vol. 29 (6), 1935, p. 349-350.
58) 1933年10月にALAは最初の公立図書館基準を採択している。“Standards for Public Libraries,” *ALAB*, vol. 27 (11), 1933, p. 513-514.
59) “Code of Ethics,” *ALAB*, vol. 29 (6), 1935, p. 350; “Salaries and Employment,” in *ibid.,* p. 380.
60) “Code of Ethics,” *ibid*., p. 350.
61) *ibid*., p. 350.
62) “Code of Ethics,” *ALAB*, vol. 30 (5), 1936, p. 368-370.
63) Anson Marston, “Professional Ethics and Practices in Engineering,” *Journal of Engineering Education*, vol. 21, 1931, p. 559-570.
64) *ibid*., p. 560. マーストンも倫理綱領の構成では関係を重視し、以下の6領域を示している。「クライアントへの義務」、「自分自身への義務」、「住民への義務」、「契約者への義務」、「同僚仲間への義務」、「専門職への義務」。これはボルトンの綱領やALAの1938年版『倫理綱領』の構成と軌を一にする。*ibid*., p. 565.
65) A.M. Carr-Saunders and P. A. Wilson, *The Professions*, *op.cit*.
66) “A Code of Ethics for California Librarians,” *Pacific Bindery Talk*, 9, April 1937, p. 139-140.
67) 行動綱領は翌1938年に作成されている。“Suggestion for a Code of Practice for Librarians,” *Pacific Bindery Talk*, 10, April 1938, p. 144-147.
68) “Code of Ethics,” *ALAB*, vol. 31 (9), 1937, p. 557-558.
69) “Code of Ethics,” *ALAB*, vol. 32 (9), 1938, p. 631.
70) “Code of Ethics,” *ALAB*, vol. 33 (2), 1939, p. 128.
71) 1938年版『倫理綱領』の全訳は以下を参照。『図書館の原則（第8版）』*op.cit.*, p. 338-341.
72) “Standards for Public Libraries,” *ALAB*, vol. 27 (11), 1933, p. 513.
73) 一般的な貸出方式がニューアーク方式で、利用者の名前を書かせていたことから明らかである。もっとも利用者の登録番号を書かせていた場合も多い。
74) Louis Felix Ranlett, “The Librarians Have a Word for It: Ethics,” *LJ*, vol. 64 (17), 1939, p. 738-740.
75) *ibid*., p. 740.
76) Agnes Brindley, “Library Ethics,” *Wilson Library Bulletin*, vol. 15 (5), 1941, p. 417.
77) Minnie Rubin, “Library Loyalty,” *Wilson Library Bulletin*, vol. 15 (7), 1941, p. 596-597.
78) S. Kunitz [F. Spaulding], “The Roving Eye,” *Wilson Library Bulletin*, vol. 13 (5), 1939, p. 314.
79) “Code of Ethics,” *ALAB*, vol. 33 (9), 1939, p. 610.
80) “Appendix F: Committees Not Reporting,” *ALAB*, vol. 37 (10), 1943, p. 412.
81) “Code of Ethics,” *ALAB*, vol. 38 (9), 1944, p. 368.
82) “Regulations for the Conduct of Inter-library Loans,” *ALAB*, vol. 10 (4), 1916, p. 349-351; “Proposed Interlibrary Loan Code,” *ALAB*, vol. 34 (3), p. 199-200, 216.
83) “Appendix F: Committees and Boards Not Reporting,” *ALAB*, vol. 39 (10), 1945, p. 430.
84) 以下を参照。川崎良孝「ALA1938年版『倫理綱領』の改訂の試みと挫折：1959-1962年」*op.cit*.
85) デモイン公立図書館『図書館の権利宣言』の全訳は以下を参照。『図書館の原則（第8版）』*op.cit.*, p. 61. 1939年版ALA『図書館の権利宣言』の全訳は以下を参照。*ibid*., p. 62-63.
86) デモイン公立図書館の活動については以下を参照。Christine Pawley, *Reading Places*, University of Massachusetts Press, 2010, p. 90-91, 93, 101, 144-146.
87) Marci Lingo, “Forbidden Fruit,” *Libraries & Culture,* vol. 38 (3), 2003, p. 351-377.
88) 1980年以降は『図書館の権利宣言』本体の改訂を極力回避するとともに、『図書館の権利宣言』の解説文を精力的に作成してきた。『図書館の権利宣言』の頻繁な改訂は『権利宣言』自体の効力を減じるという共通認識が形成されている。
89) 免職などに関する事件とALAの対応については以下を参照。川崎良孝・安里のり子・高鍬裕樹著『図書館員と知的自由』京都図書館情報学研究会発行，日本図書館協会発売, 2011.
90)『図書館記録の秘密性に関する方針』の全訳は以下を参照。『図書館の原則（第8版）』*op.cit.*, p. 281-284.
91) 『図書館記録の秘密性に関する方針』に『倫理綱領』の定めが脚注に加えられたのは、1983年である。『図書館の原則（第8版）』*ibid.*, p. 284.

（生涯教育学講座　教授）

（受稿2012年9月3日、受理2012年10月31日）

The 1938 ALA Code of Ethics: Understanding its History and Significance

KAWASAKI Yoshitaka

Library and information scholars have largely ignored researching, the American Library Association (ALA) Code of Ethics, especially from a critical historical perspective. However in today's digital post 9/11 environment, library ethics is even more important for library practitioners and researchers alike. This paper explores the history of the Code of Ethics which was formally adopted in December 1938 by ALA Council. In addition the author compares the Code of Ethics with the Library Bill of Rights (LBR) adopted in 1939. Although the two documents were approved only a year apart, this paper finds a major difference between the thinking behind them. In summary, we can call the LBR a forward-thinking plan for a new model of librarianship, whereas the Code of Ethics was built on an earlier model of professional expectations. Perhaps because of this frame, the 1938 Code of Ethics has been nearly forgotten compared to the attention lavished on the LBR.